

処遇改善加算・特定処遇改善加算

処遇改善 = 給料アップ

【処遇改善加算】平成24年度～

- 本館、グループホームの生活支援員に、基本給（の一部）、資格手当、シフト勤務手当、運転手当として支給 ※サビ管を除く

【特定処遇改善加算】令和2年度～新たにスタート

- 本館、グループホームのサビ管、生活支援員の中で支給対象となる職員に、年2回賞与と合わせて支給
- 支給対象者は、下のA、B、Cのうち、A、Bに該当する職員
- 支給額は、特定処遇改善加算額及び支給対象者数により決定。（加算額の合計を対象職員に振り分ける）。

<Aグループ>

- ・10年以上勤続の有資格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、サビ管)

<Bグループ>

- ・3年以上勤続の有資格者及び生活支援員

<Cグループ>

- ・A、Bに該当しない生活支援員

※加算の総額をA : B = 2 : 1 (1人当たり)以上の割合になるように振り分ける

※毎年度4月1日時点の勤続年数が基準